

障害福祉サービス等報酬に賃金・物価上昇を適切に反映する仕組みの構築を求める
意見書

障害福祉サービスは、障がいのある方が地域で安心して生活するために欠かすことのできない社会基盤であり、その安定的かつ持続的な提供体制を確保する必要がある。

一方、障害福祉の現場では、人材の確保・定着が大きな課題となっている。民間企業をはじめ社会全体で賃上げが進み、公務部門においても民間給与との均衡を踏まえた給与改善が図られる中、障害福祉従事者についても、その専門性や職責にふさわしい処遇を確保し、他産業との賃金格差を縮小することが求められている。

また、障害福祉サービス事業者は、国が定める障害福祉サービス等報酬を主な収入としているため、人件費や物価の上昇分を一般企業のように価格へ転嫁することが困難である。人件費に加え、光熱水費、食材料費、燃料費等の事業運営経費も上昇する中、障害福祉サービスを将来にわたり持続可能なものとするためには、処遇改善に係る加算等による対応だけでなく、基本報酬を含む障害福祉サービス等報酬に社会全体の賃金や物価の動向を適切に反映していく必要がある。特に、賃金や物価が大きく変動する状況においては、定期的な報酬改定を待つことなく、その変動を適時・適切に反映できる仕組みが求められる。

よって、本市議会は、国に対し、障害福祉サービスの持続可能な提供体制と福祉人材の確保・定着を図るため、次の事項を強く求める。

- 1 障害福祉従事者の専門性及び職責にふさわしい処遇を確保し、他産業との賃金格差を縮小するため、継続的な処遇改善を図ること。
- 2 障害福祉サービス事業者が安定的かつ持続的にサービスを提供できるよう、人件費及び物価の上昇を踏まえ、基本報酬を含む障害福祉サービス等報酬の充実を図ること。
- 3 民間賃金、最低賃金、人事院勧告、物価等の動向を踏まえ、賃金・物価上昇を障害福祉サービス等報酬に適時・適切に反映するとともに、急激な社会経済情勢の変化にも機動的に対応できる仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

内閣総理大臣
総務大臣 殿
財務大臣
厚生労働大臣

座間市議会議長 松橋淳郎